

受付

令和9年度 求 人 票

社会福祉法人 鈴田福祉会

求人先	事業所名	社会福祉法人 鈴田福祉会 認定こども園すずたこども園		設 立	昭和53年4月1日
	所 在 地	〒856-0845 長崎県大村市大里町30番地3 (二本松バス停 徒歩2分)			理事長 廣瀬 政和
	園 長	廣瀬 昌浩	担 当 者	山内 (副園長) 渡邊 (主幹保育教諭)	
	<施設見学会説明会> 随 時 事前に電話もしくは園のホームページ、又は長崎県保育協会ホームページのオープン保育園よりメールで予約の上お越し下さい。 電話：0957-54-2800			 すずたこども園のホームページはこちらから。 Q&A の見学のお申込みからお進み下さい。	

園児数 (定員115名)	1号幼稚園部15名 2号・3号保育園部100名	職員数 (39名)	園長1名 保育教諭14名 支援員2名	副園長1名 看護師1名 調理員5名 事務員2名
-----------------	----------------------------	--------------	--------------------------	----------------------------------

求人数等	募 集 職 種	保育教諭	常勤職員 (正職員)	保育教諭	常勤的非常勤 (臨時職員)
	必 要 資 格	幼稚園教諭免許・保育士資格		幼稚園教諭免許・保育士資格	
	求 人 数	若干名		若干名	

給与等	現行の法人給与規程に基づく賃金の例（令和8年度採用）		
	雇用形態 （職種）	常勤職員（正職員）	常勤的非常勤（臨時職員）
	基 本 給 （本俸）	大学新卒 210,200円 短大新卒 200,800円	184,800円～
	月 額 給 与 （参考）	大学新卒 249,000円＋通勤手当＋住宅手当 短大新卒 239,600円＋通勤手当＋住宅手当 （※基本給・特殊業務手当＋処遇改善手当Ⅰ・Ⅲ）	215,800円＋通勤手当 （※基本給・特殊業務手当＋処遇改善手当Ⅰ・Ⅲ）
	そ の 他 手 当 月 額	特殊業務手当（7,800円） 処遇改善手当Ⅰ・Ⅲ（31,000円） Ⅱ（経験・研修による） 通勤手当（2km以上、2,000～16,100円） 住宅手当（最高27,000円） 扶養手当（配偶者13,000円、子6,500円～11,000円）	特殊業務手当（7,800円） 処遇改善手当Ⅰ・Ⅲ（31,000円） Ⅱ（経験・研修による） 通勤手当（2km以上、2,000～16,100円）
	賞 与	年2回（基本給の約4か月）	年2回（年間約30万円）
	退 職 金	「社会福祉施設職員等退職手当共済法」に基づき支給	

勤務条件等	加入保険等	健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険・社会福祉施設従事者保険加入 退職共済金制度加入・N-コンシェルジュ (福利厚生サービス従相保険クラブ) 加入			
	勤 務 時 間	・早出勤務 7:00～16:00 ・平常勤務 8:00～17:00 ・遅出勤務 9:00～18:00 ・状況により変動有り ・1年変形労働時間制を採用			
	休 日	日・祝日 (ただし、行事等により出勤有り)・年末年始休み (12/29～1/3)・時短休 (週1日)			
	有 給 休 暇	採用年から10日 (最高20日)・リフレッシュ休暇有り			

応募・選考要領	採 用 試 験 面 接	○面接試験は、希望により随時行います。 ○まずは応募書類をお送りください。後日日程調整を行いお知らせいたします。			
	試 験 会 場	すずたこども園 (大村市大里町30番地3) 駐車場完備			
	選 考 方 法	面 接 ※当日持参品 (筆記用具)			
	応 募 書 類	1 履歴書 (写真添付) 2 新卒者は可能であれば学校長等の推薦書 3 成績証明書 4 資格 (見込) 証明書 5 卒業 (見込) 証明書 6 健康診断書			
	応募締切日	随 時			



笑顔と寄り添い

園のInstagramでは、子どもたちの活動の様子等を発信しています。
園の雰囲気や取り組み (行事) など見れます。
是非、検索してみてください。

特記事項

・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

別紙（参照条文）
学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄） （定義） 第二条（略） 7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。） 三 児童福祉法第六十条第一項の罪 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの イ みだりに人の身体の一部に接触する行為 ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為 ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。） ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為 8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの 附 則 （改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係） 第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪 2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。 （懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係） 第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。
※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。